

平成 24 年 3 月 5 日
沖縄電力株式会社

選択約款「E e^いらいふ」の変更届出について

当社は、これまで主として夜間時間に通電する電気温水器^{※1}やエコキュート^{※2}等を使用することが適用条件となっていた選択約款の「E e^いらいふ」の適用対象機器に、夜間時間に加えて電力需要の少ない時間帯にも通電する小型のエコキュート（以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。）を追加することとし、本日、経済産業大臣に対し「E e^いらいふ」の変更届出を行いました。

オフピーク蓄熱型電気温水器は、従来のエコキュートと比べ、貯湯槽が小容量で設置スペースが約半分程度となっているため、これまで設置スペースに制約があった集合住宅等への設置も可能な機器となっております。今回「E e^いらいふ」の適用対象機器にオフピーク蓄熱型電気温水器を追加することにより、より多くのお客さまに「E e^いらいふ」を選択いただくことが可能となります。

※1 電気温水器とは、電熱ヒーターで水を加熱して、お湯を沸かす給湯機をいいます。

※2 エコキュートとは、自然冷媒（CO₂）ヒートポンプ式給湯機の愛称で、空気の熱を利用して、お湯を沸かす給湯機をいいます。

○適用開始日

平成 24 年 4 月 1 日から適用いたします。

○添付資料

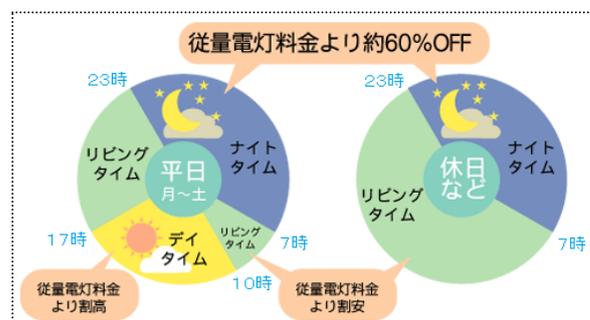
選択約款「E e^いらいふ」の概要

以上

選択約款「E eらいふ」の概要

1. 「E eらいふ」とは

「E eらいふ」とは、供給約款の従量電灯^{※1}と比べ、朝や夕方、そして休日の家族団らんの生活時間(リビングタイム)と夜間時間(ナイトタイム)の電気代がお安くなる料金メニューです。



2. 対象となるお客さま

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、この選択約款の適用を希望されるお客さまを対象といたします。

- (1) 夜間蓄熱型機器^{※2}またはオフピーク蓄熱型電気温水器^{※3}を使用し、かつ、夜間蓄熱型機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱型電気温水器の総容量(入力)が原則として1キロワット以上であること。
- (2) 昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

3. 料金単価表

	区 分		単 位	料金単価(円)
基本料金	—		1 契 約	1,575.00
電 力 量 料 金	昼 間 時 間 (デイトタイム)	夏 季	1 k W h	38.37
		そ の 他 季	"	35.04
	生 活 時 間(リビングタイム)		"	26.22
	夜 間 時 間(ナイトタイム)		"	11.46
5 時 間 通 電 機 器 割 引			1 k W	210.00
通 電 制 御 型 蓄 熱 型 機 器 割 引			"	157.50

(注) 料金単価は、消費税等相当額を含めた税込単価となっています。

- ※1 従量電灯とは、一般的なご家庭で最も多くご契約いただいている標準的な料金メニューです。電灯または小型機器を使用するお客さまで、電灯または小型機器の総容量が50キロワット未満であるものに適用します。
- ※2 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、その通電時間中に蓄熱のために使用されるものをいいます。
- ※3 オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しないものをいいます。

以上